

○国立大学法人秋田大学教育研究評議会規程

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 6 号)

改正

平成 25 年 3 月 29 日規則第 6 号

平成 27 年 2 月 12 日一部改正 平成 27 年 3 月 30 日一部改正

平成 28 年 3 月 9 日一部改正 平成 28 年 5 月 23 日一部改正

平成 29 年 3 月 24 日一部改正 令和 2 年 3 月 31 日一部改正

令和 3 年 3 月 10 日一部改正 令和 4 年 3 月 31 日一部改正

(目的)

第 1 条 この規程は、国立大学法人秋田大学運営規則第 16 条第 2 項の規定に基づき、国立大学法人秋田大学教育研究評議会(以下「教育研究評議会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第 2 条 教育研究評議会は、次の事項を審議する。

- (1) 中期目標についての意見に関する事項(国立大学法人秋田大学(以下「法人」という。)の経営に関するものを除く。)
- (2) 中期計画及び年度計画に関する事項(法人の経営に関するものを除く。)
- (3) 学則(法人の経営に関する部分を除く。)その他の教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- (4) 教員人事に関する事項
- (5) 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- (6) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- (7) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- (8) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (9) その他秋田大学の教育研究に関する重要事項

(組織)

第 3 条 教育研究評議会は、次の各号に掲げる評議員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 総括担当理事
- (3) 研究担当理事
- (4) 教育担当理事
- (5) 学生担当理事
- (6) 評価・I R担当副学長
- (7) 国際資源学研究科長

- (8) 教育文化学部長
- (9) 医学系研究科長
- (10) 理工学研究科長
- (11) 先進ヘルスケア工学院院长
- (12) 附属図書館長
- (13) 附属病院長
- (14) 産学連携推進機構長
- (15) 情報統括センター長
- (16) 教育推進主管
- (17) 国際資源学研究科長，教育文化学部長，医学系研究科長及び理工学研究科長が推薦する当該研究科又は学部の教授 各 2 人

2 前項第 17 号の委員の任期は，2 年とする。ただし，再任を妨げない。

3 監事は，教育研究評議会に出席し意見を述べることができる。

(議長)

第 4 条 教育研究評議会に議長を置き，学長をもって充てる。

2 議長は，教育研究評議会を主宰する。

3 議長に事故があるときは，あらかじめ議長の指名した理事がその職務を代行する。

(会議)

第 5 条 教育研究評議会は，月 1 回開催するものとし，議長が必要と認めたときは臨時に開催するものとする。

(議事)

第 6 条 教育研究評議会は，評議員の 3 分の 2 以上の出席がなければ開くことができない。

2 教育研究評議会の議事は，出席した評議員の過半数をもって決する。

(評議員以外の者の出席)

第 7 条 議長が必要と認めたときは，評議員以外の者を教育研究評議会に出席させ，意見を聴くことができる。

(陪席)

第 8 条 教育研究評議会に，財務担当理事及び経営分析担当理事並びに学長があらかじめ指名した学長補佐を陪席させることができる。

(庶務)

第 9 条 教育研究評議会の庶務は，総務企画課において処理する。

(補則)

第 10 条 この規程に定めるもののほか，教育研究評議会の運営に関し必要な事項は，教育研究評議会が別に定める。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 5 月 13 日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 5 月 21 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 29 日規則第 6 号)

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 9 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 27 年 2 月 12 日一部改正)

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行後最初に委嘱される第 3 条第 1 項第 15 号の評議員のうち、国際資源学部長が推薦する当該学部の教授の任期は、第 2 項本文の規定にかかわらず、平成 28 年 3 月 31 日までとする。

附 則(平成27年3月30日一部改正)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月9日一部改正)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年5月23日一部改正)

この規程は、平成28年5月23日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則(平成29年3月24日一部改正)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月31日一部改正)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月10日一部改正)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月31日一部改正)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。